

山々と育む すこやかな国

## 長野県中小企業融資制度のご案内



## 定曾全化支援资金(周税均等)

ご融資条件	貸付限度額	設備資金6,000万円 運転資金8,000万円
	金  利	年1.2%
	貸付期間	設備資金 10年 (据置2年) 運転資金 7年 (据置2年)
	貸付対象者	ア 米国関税措置の影響を受け、最近3か月の売上高が前3 か年のうちいずれか同期に比べ5%以上減少している者 イ 米国関税措置の影響を受け、最近2か月の売上高が前年 同期に比べ5%以上減少しており、かつその後1か月間 を含む3か月間の売上高が前年同期と比べて5%以上減 少すると見込まれる者
	信用保証料	0. 44%以内 (事業者選択型制度を利用の場合は、1.325%以内)
その他	・令和7年6月13日申し込み分から取扱開始	
	・事業者は経営向上計画書(関税による影響)を作成	
	・借換での利用は不可	

本制度に関するお問い合わせ先:長野県産業労働部経営・創業支援課(TEL026-235-7200) 又は、最寄の地域振興局商工観光課

## よくあるお問合せ



貸付対象者イの「最近2か月の売上高」とは?また、「その後1か月を含む3か月間」とは?

直近3か月の中で最新の書類(試算表等)が作成されている月及びその前1か月を含む2か月分の売上高の合計のことです。

例) 令和7年7月時点で、4月の試算表が最新の場合 令和7年3月~4月の売上高の合計と 令和6年3月~4月の売上高の合計を比較します。

## 加えて

令和7年3~4月の売上実績と5月の売上高見込の合計と 令和6年3~5月の売上実績の合計を比較します。

上記二つが5%以上減少しているか確認してください。



利用できる業種に制限はありますか? また、米国関税措置の影響を受けていることは、 どのように説明すればいいですか?

中小企業融資制度資金を利用出来る業種で、貸付対象者に該当すれば、利用業種に制限はありません。

また、本資金を利用する際に添付する「経営向上計画書」に、 米国関税措置の影響を受けての「現状の問題点・課題及び その背景」を記入してください。